

## 都市計画法第29条許可の申請をされる方へ

平成25年7月1日より一部添付図書が変更になりますので留意してください。

### 法第33条第1項第12号に係る資力・信用に関する添付書類

#### (現 行)

- 1) 最近2事業年度の法人税(個人にあっては所得税)
- 2) 最近2事業年度の事業税(所得金額が地方税法第72条の49の14第1項又は第2項の規定による控除額以下の個人の場合にあっては、都道府県市民税)

#### 上記1)、2)の納税証明書

#### (変 更)

- 1) 国税「法人税及び所得税の納税証明(その2)」を省略し、提出書類を簡素化します。
- 2) 地方税「未納がないことの証明書」等への一元化し、提出書類を合理化します。

# お知らせ (申請書類の一部見直しについて)

(平成 25 年 5 月 1 日)

都市計画法第 29 条 (又は第 45 条) の規定による開発許可 (又は地位継承) の申請をされる方へ平成 25 年 7 月 1 日より、申請書の添付書類の一部を見直し、簡素化します。

(1) 見直しの内容 (書類名：開発者の資力信用調書の一部である添付書類「納税証明書」)

現 行			法人の場合	個人の場合
国 税	法人税 又は 所得税	税務署	①-1 納税証明 (その 1) × 直近 2 カ年 ①-2 納税証明 (その 2) × 直近 2 カ年 又は ② 納税証明 (その 3 の 3) (注)	①-1 納税証明 (その 1) × 直近 2 カ年 ①-2 納税証明 (その 2) × 直近 2 カ年 又は ② 納税証明 (その 3 の 2) (注)
			① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)	① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)
地 方 税	事業税	府税 事務所	① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)	① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)
	府市民税	市役所		(事業税が課税されない個人 (事業所得 290 万円未満等) の場合) ① 納税証明書 × 直近 2 カ年

※納税証明 (その 1) …課税額・納税額・未納額等の証明です。

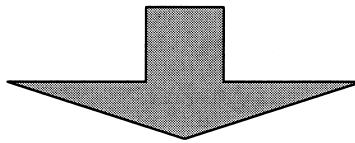
※納税証明 (その 2) …所得金額の証明です。

※納税証明書 (その 3 の 2) …個人の申告所得税・消費税について「未納額がないことの証明」です。

※納税証明書 (その 3 の 3) …法人の法人税・消費税について「未納額がないことの証明」です。

(注 1) 「その 3 の 2」、「その 3 の 3」、「未納がないことの証明書」は、申請前 3 ヶ月以内のものに限ります。

(注 2) 地方税は、申請者の住所地 (法人の場合は事業所) が大阪府内の場合に限ります。



見直し後			法人の場合	個人の場合
国 税	法人税 又は 所得税	税務署	① 納税証明 (その 1) × 直近 2 カ年 ※その 2 を省略 又は ② 納税証明 (その 3 の 3) (注)	① 納税証明 (その 1) × 直近 2 カ年 ※その 2 を省略 又は 納税証明 (その 3 の 2) (注)
			① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)	① 確定額・納付額・未納額の証明書 × 直近 2 カ年 又は ② 未納がないことの証明書 (注)
地 方 税	<p>※府市民税は省略し、事業税が課税されない個人 (事業所得 290 万円未満等) か否かを問わず、上表の府税事務所で発行する「②未納がないことの証明書」を提出することとします。 (注) また、②の証明書以外に、税目 (事業税) を指定した「①確定額・納付額・未納額の証明書」の場合は、所得税の確定申告時の書類が必要となる場合があります。 ※証明書発行に必要な手続きは、予め、管轄の府税事務所へお問合わせください。</p>			

(2) 見直しの要旨 (提出書類の簡素化及び合理化)

① 国税のうち、「納税証明 (その 2)」は省略し、提出書類を簡素化します。

② 地方税は、市役所で発行する府市民税は省略し、個人事業税の課税の有無を問わず、府税事務所で発行する「未納がないことの証明書」等へ一元化し、提出書類を合理化します。

(3) 施行日

平成 25 年 7 月 1 日受付分から適用します。